

# 広島県学校給食総合センター施設等利用規則

## (目的)

第1条 この施設は、学校給食の普及充実に図るため、広島県学校給食総合センター（以下「センター」という。）の施設及び付属設備（以下「施設等」という。）の利用について、必要な事項を定めることを目的とする。

## (利用に供する施設等)

第2条 公益財団法人広島県学校給食会（以下「給食会」という。）は、次に掲げるセンターの施設等を次条に定める者の利用に供することができる。

- 一 研修室
- 二 食品検査室
- 三 調理実習室
- 四 ランチルーム
- 五 情報展示コーナー
- 六 講師控室
- 七 その他

## (利用できる者の範囲)

第3条 センターの施設等を利用することができる者は、次のとおりとする。

- 一 学校給食関係団体
- 二 給食会が後援又は協賛する学校給食に関する講演会・研修会等の主催者
- 三 県及び市町教育委員会
- 四 その他理事長が利用することを適当と認めた者

## (利用日等)

第4条 センターの施設等を利用に供する日又は時間は、月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までとする。

ただし、特別の事情がある場合は、理事長が特に認める日及び時間に利用させることができる。

## (利用の承認)

第5条 センターの施設等を利用しようとする者は、原則として、3ヶ月前から別記様式1により利用申込みを行い、理事長の承認を受けなければならない。

## (利用の不承認)

第6条 次の各号のいずれかに該当するときは、施設等の使用を承認しないものとする。

- 一 施設等の管理上支障があると認められるとき
- 二 その他理事長が適当でないとき

## (利用者の義務)

第7条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 センターの施設等の利用に際しては、鍵が必要な場合は別記様式2により使用簿に記入し、その他は係員の指示に従わなければならない。
- 二 施設等を棄損し、又は汚損しないこと。
- 三 他人に迷惑をかけること。
- 四 施設等の利用に伴う事前の準備及び後片付けは、全て使用者が行うものとする。

五 施設等の利用を終了したときは別記様式 3 により利用報告書を提出しなければならない。

(原状回復の義務)

第 8 条 利用者は、施設等の利用を終了したときは、速やかに室内を清掃し、設備等を原状に回復し、係員の検査を受けること。

(損害の責任)

第 9 条 利用者は、利用に際し施設等を棄損し、又は滅失する等損害を与えた場合は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

ただし、理事長がやむを得ない理由があると認めたときは、賠償額を減額し、又は、免除することができる。

(委 任)

第 10 条 この規則に定めるもののほか、利用に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成 6 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

(別記様式の改正)

附 則

(施行期日)

この規則は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

(第 2 条、第 3 条、第 7 条、第 8 条及び別記様式の改正)

附 則

(施行期日)

この改正は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

(表題の改正、財団を公益財団に、会長を理事長に改正)

平成 年 月 日

公益財団法人 広島県学校給食会  
理事長 平 浩 介 殿

使用団体名  
責任者氏名 印  
担当者氏名  
連絡先住所  
(電話番号 )

広島県学校給食総合センターの施設等利用申込書

次のように利用したいので、よろしくお願いいたします。

利用しようとする 施設等の名称	
利用目的	
利用期間	平成 年 月 日 ( ) 時から 平成 年 月 日 ( ) 時まで
利用人員	人
使用物品	でかこんでください マイク プロジェクター ホワイトボード ビデオプレーヤー DVDプレーヤー 調理器具一式 ( ) 食器 ( ) その他 ( )